

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付け及び同年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月頃、A会社（以下「会社」という。）にアルバイトとして雇用され、平成○年○月○日、会社の正規職員となり、B会社（以下「元請会社」という。）を元請とする鉄道保線作業に従事していた。

請求人によると、平成○年○月頃より、会社上司から嫌がらせを繰り返し受けたことや連続勤務を含めた長時間労働が続いたこと等から、不眠症になったという。請求人は、同年○月○日、C医院に受診し、「うつ病」と診断された。

本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認

められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人は、平成○年○月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとしている。

この点について、請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、本件疾病の発病時期は、請求人がC医院を最初に受診した「平成○年○月○日」と判断されるべきと主張している。当審査会においては、請求人らの主張を踏まえ、請求人が不調を訴え始めた経緯について、改めて記録を精査した。すると、請求人は、平成○年頃にDと一緒に住むようになった後から、眠れない、寝てもすぐ目が覚める、胃が痛い、食欲がない、首が絞められるような感じの症状があった旨を述べており、また、平成○年○月○日付け申立書では「精神的な症状は平成○年○月頃から始まった。仕事のストレスで胃が痛くなったり嘔吐したり、首が絞められたような重い痛みがあり、仕事の事が気になって眠れなかったり不眠症の症状が毎日ずっと続いていたため。」とも述べており、当審査会としても、請求人は、遅くとも平成○年○月頃には本件疾病を発病していたとみるのが相当であると判断する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極

度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

- (4) 評価期間の業務において、請求人は、①平成○年○月○日に、バラストネットが線路に置き忘れられるという事態が生じ、その責任を取らされる形で○か月もの謹慎処分を受ける、②F部長から怒鳴りつけられる、③長時間労働が続く、その間には複数回に及ぶ連続勤務があるなどの出来事があった等を主張している。

ア まず、バラストネットの置き忘れについてみると、当該出来事が、電車の脱線事故に発展しかねない重大な事態であり、軌道作業責任者の一人として業務に従事する立場にあった請求人にとって、一定の心理的負担となったことは容易に推認できるものである。そして、同出来事の責任を取る形で、請求人が○か月間の謹慎処分を受けたことも事実として確認できるものであり、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当である。そこで、同出来事の前後の経緯について検討すると、当該バラストネットの置き忘れが、請求人自身の失策でなかったことは確認されており、当日の軌道工事管理者であったGは解雇されるまでに至っているものの、請求人と同様に一定の処分を受けた者は複数名おり、さらには、会社が請求人の責任を殊更強く追及したとも認められないことなどの事情からみると、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」ととどまるものと判断することが相当である。

イ 次に、F部長が怒鳴りつけてきたとの主張についてみると、Hは、F部長が明らかに請求人を嫌っており、普通に注意したらよいことでも皆の前で大きな声を張り上げて注意をしていた旨を述べており、請求人にとって、つらいと感じられる言動があったことは事実であると推認し得る。もっとも、I社長及びJは、工事現場における業務指示や注意は大声や命令口調になってしまうと述べているところ、現場では騒音の問題や端的な指示が必要となるといった事情を勘案すると、こうした事態が生じることにはやむを得ない面もあると考えられる。また、I社長、K及びJらの各申述によると、F部長は、仕事熱心で責任感も強く、指導態様については厳しい面があることは否定できないものの、請求人に対して暴言や人格を否定する旨の発言はなかつ

た旨述べている。当審査会としては、同主張は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討することが妥当と判断するも、その態様及び内容は、業務指導の範囲内であるとみるのが相当であり、同出来事に係る心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 長時間労働及び連続勤務があったとの主張についてみると、確かに、請求人は平成○年○月○日から同月○日までの13日間、平成○年○月○日から同月○日までの13日間、同年○月○日から同年○月○日の17日間において連続勤務に従事していたことは事実であると認められる。さらに、評価期間中の時間外労働時間についてみると、本件疾病発病前3か月目（平成○年○月○日から同年○月○日）には67時間30分に達しており、一定の長時間労働に従事していたことも認められる。この点、こうした事態に至った背景についてみると、請求人は、少なくとも入社当初においては夜勤だけではなく昼勤も求めていたことから、その後、業務の増加のため請求人のシフトへの配置が請求人の希望を超えて多くなったという状況が生じたものと考えられる。もっとも、請求人は、昼勤務の時間数が減少した時期において「平成○年○月○日夜勤前に、I社長にお金の面でもう少しい所に行きたいから昼勤務を退職したいと言いました。」と述べていることからみて、発病後も更に仕事をする意欲を持っていたことはうかがえるものであり、当該長時間労働が請求人の意に反して行わざるを得なかったものであるとは判断し難い。こうした事情を勘案すると、同出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討しても、その心理的負荷の総合評価は「中」とどまると判断するものである。

エ 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷は、上記①バラストネットに係る出来事が「中」、②上司とのトラブルに係る出来事が「弱」、③連続勤務が「中」であるから、「中」の出来事が2つ、「弱」の出来事が1つ認められる。しかしながら、①バラストネットに係る出来事と③連続勤務のあった時期は時間的に近接しておらず、これら2つの出来事が関連して強い心理的負荷をもたらしたものとは認め難いことから、当審査会としては、全体評価は「中」とどまるものであって、「強」に至らないものと判断す

る。

なお、請求人は、休日を要求した際に、適切にこれを付与されなかったといったことがあったことや、思い通りの仕事を担当させてもらえなかったことなどがあったこと等を主張しているところ、当審査会としては、そうした事実があった可能性は否定できないと判断するも、上記判断を覆す事情とは認められないと判断したものである。

- (5) ところで、請求人らは、本件疾病の発病時期が平成〇年〇月頃であるとしても、その後、請求人は、同年〇月〇日から同年〇月〇日にかけて、月160時間を超える時間外労働に従事しており、これは認定基準別表1の「特別な出来事」の「極度の労働時間」に該当する旨主張している。

認定基準においては、精神障害の悪化の業務起因性については、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認することとされている。

しかしながら、L医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、初診時である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日にかけての経過は不変であると結論付けざるを得ない旨述べていることからみて、請求人の本件疾病が、自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められるものとはいえない。したがって、「特別な出来事」の有無を論じるまでもなく、請求人の本件疾病について業務起因性を認めることはできないものであり、請求人らの同主張は採用することができない。

- 3 以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。